

令和4年10月1日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

インボイス制度について④

準備はいかがでしょうか

インボイス制度が導入される令和5年10月1日まであと1年となりました。導入に対応するためには早めの準備が必要です。

売り手側としての準備

1. 適格請求書発行事業者の登録申請手続き

現在課税事業者であっても、適格請求書発行事業者になるには登録申請が必要です。

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者になるには令和5年3月31日までに申請が必要です。

2. 請求書等の記載事項

現行の請求書（区分記載請求書）から適格請求書へは下記の点を変更する必要があります

- ・登録番号…登録申請すると「T+法人番号」または「T+13桁の数字」が付されます
- ・税率ごとに区分した消費税額または適用税率

買い手側としての準備

1. 登録番号の事前確認

取引先の登録番号を事前に確認を行う。

2. 免税事業者への対応

免税事業者への登録番号の有無・取引価格の交渉などを行う。なお交渉の際には下請法などに注意する必要があります。

3. 業務システムの対応状態の確認

会計システム・・・消費税コード・マスターなどの更新の確認（免税事業者からの課仕入に係る経過措置 80%・50%対応）

販売受注システム・・・請求書発行時に登録番号・消費税額・適用税率の記載がされるか確認（自社開発システムやエクセルなどにより作成している場合は要注意）

6. 請求書等の保存・管理

適切に会計処理をするため、適格請求書と免税事業者からの請求書を区分管理する。

受取る請求書類が電子データの場合「電子帳簿保存法」に応じた保存が必要となります。